

Title	拡大する負債概念と収益および株主持分への影響
Sub Title	The conceptual expansion of liabilities and its effects on revenue recognition and shareholders' equity
Author	藤田, 敬司(Fujita, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2011
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.54, No.3 (2011. 8) ,p.27- 43
JaLC DOI	
Abstract	<p>第1章. 負債といえば通常は法的債務またはそれに準ずるものに限定されるわが国であるが, 退職給付債務や資産除去債務へと負債概念が拡大していることを改めて確認する。これは単に欧米会計基準への収斂のみに起因するのではない。退職給付債務会計基準が定着した背景には労働コストの後払い部分に対する新たな認識や年金数理の発達, また資産除去債務会計の背景には原発, アスベスト等, 環境問題の深刻化があったものと思われる。実務としての会計は, 概念の発達だけでなく, 現実の要請が働かなければ前進しないからである。</p> <p>第2章. 概念フレームワークを含む欧米会計基準などにおける負債は, 現象面では法的債務以外に推定的債務へ, さらに倫理的配慮へと拡大している。もともと, 倫理的配慮がいつしか推定的・衡平法上の債務となり, それが立法行政のプロセスを経ることによって法的債務として定着したというのが実際の拡大過程であり, その背景には収益費用中心観から資産負債中心観への移行があったことは, 引当金会計の比較を通じて明らかになる。前者では負債を推定的債務をも含めて幅広く認識することが会計情報の使命であり, 後者では, 当期負担に限定して認識すれば事足りるからである。</p> <p>第3章. IASB/FASBによる収益認識に係る公開草案(ED)を中心として, 製品保証等の負債認識が拡大する事例をとり上げ, わが国における民法改正草案を交錯させることによって法的背景を明らかにする。商品引渡時に潜在した欠陥については, いまの会計実務ではクレーム発生時に処理するが, EDでは引渡時に確率計算によって認識することになるからであり, それは瑕疵担保責任を債務不履行の一部とする民法改正案の考え方と呼応するからである。</p> <p>第4章. MAとライツ・イシューの対価としての自社持分証券を給付する契約はすべて持分の増加を表すとは限らない会計基準をとり上げ, 負債証券か持分証券かという形式によらず, 実態に応じて持分から負債へと表示を改める基準について批判的検討を加える。</p>
Notes	伊藤眞教授退任記念号=In honour of Professor Makoto Ito 論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20110800-0027">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20110800-0027</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 拡大する負債概念と収益および株主持分への影響

藤 田 敬 司

### <要 約>

第1章. 負債といえば通常は法的債務またはそれに準ずるものに限定されるわが国であるが、退職給付債務や資産除去債務へと負債概念が拡大していることを改めて確認する。これは単に欧米会計基準への収斂のみに起因するのではない。退職給付債務会計基準が定着した背景には労働コストの後払い部分に対する新たな認識や年金数理の発達、また資産除去債務会計の背景には原発、アスベスト等、環境問題の深刻化があったものと思われる。実務としての会計は、概念の発達だけではなく、現実の要請が働かなければ前進しないからである。

第2章. 概念フレームワークを含む欧米会計基準などにおける負債は、現象面では法的債務以外に推定的債務へ、さらには倫理的配慮へと拡大している。もっとも、倫理的配慮がいつしか推定的・衡平法上の債務となり、それが立法行政のプロセスを経ることによって法的債務として定着したというのが実際の拡大過程であり、その背景には収益費用中心観から資産負債中心観への移行があったことは、引当金会計の比較を通じて明らかになる。前者では負債を推定的債務をも含めて幅広く認識することが会計情報の使命であり、後者では、当期負担に限定して認識すれば事足りるからである。

第3章. IASB/FASBによる収益認識に係る公開草案(ED)を中心として、製品保証等の負債認識が拡大する事例をとり上げ、わが国における民法改正草案を交錯させることによって法的背景を明らかにする。商品引渡時に潜在した欠陥については、いまの会計実務ではクレーム発生時に処理するが、EDでは引渡時に確率計算によって認識することになるからであり、それは瑕疵担保責任を債務不履行の一部とする民法改正案の考え方と呼応するからである。

第4章. M&Aとライツ・イシューの対価としての自社持分証券を給付する契約はすべて持分の増加を表すとは限らない会計基準をとり上げ、負債証券か持分証券かという形式によらず、実態に応じて持分から負債へと表示を改める基準について批判的検討を加える。

### <キーワード>

負債, 法的債務, 推定的債務, 衡平法上の債務, 倫理道德的債務, 収益認識, 製品保証債務, 偶発債務

## 本稿の目的

わが国の代表的な会計テキストをみる限り、資産に比べると負債の扱いは伝統的に著しく貧弱である。古くは黒澤清『近代会計学』（1968）に遡って負債に関する解説を探すと、米国の会計原則を紹介し、「その性質を明示する適用な科目のもとに分類することが重要な課題である」というに止まり、負債の本質には言及していない。最近の武田隆二『財務諸表論』（2008）には、企業会計原則注18の引当金の設定要件に関する詳しい解説はあっても、広義の負債に関する解説はなく、法的義務またはそれに準じる義務として財貨または役務がほぼ確実に予想される支出のみが負債とされている。それ以外に、適正な期間計算のために見越し計上が必要になるとき、金額・時期が不明確なときは引当金であり、それは準負債という曖昧な表現で呼ばれることはあっても、正式な負債とは認知されない。

欧米においても、負債の会計研究は資産の会計研究に比べると低調である。考えられる理由は大きく分けると2つあると思われる。第1は、資産、費用および損失の認識規準という借方側が強調され、負債の認識は複式簿記会計のシステムを採用する必然的結果であるとされてきたからであり<sup>1)</sup>。負債は本質的に資産の逆の言い方（converse）にすぎないと考えられたからである<sup>2)</sup>。たしかに、収益費用中心観の論理からすれば、費用認識が先行し、その結果として発生するものであり、負債を独自に認識することは少ない。第2は、アメリカでは負債は蛇の巣穴（snake pit）と呼ばれているが、それは負債の定義を広げたり変更したりすれば予期せぬ反論を呼び、足がすくんで一歩も前進できなくなるからである<sup>3)</sup>。約30年前から米国では資産負債中心観が盛んになってきたが、法的債務のほかに、衡平法上の債務や道徳的義務に至るまで負債の範囲を広げれば尽きない議論を呼ぶからであろう。

ところが、IFRSやFASB会計基準の新設・改訂でみられるように、負債概念は着実に拡大し複雑化している。近年の欧米会計における負債概念は、将来キャッシュフローの予測による公正価値測定や確率計算による期待値活用と軌を一にして拡大している。

ごく最近の収益認識をめぐるIASB/FASB合同の公開草案や金融商品会計基準の改訂版では、負債概念の拡大や引当金計上から負債認識へのシフトが顕著であり、収益認識や資本に及ぼす影響もまた顕著である。本稿は、敢えてsnake pitに足を踏み入れることによって、負債概念拡大の背景と収益認識および負債の測定に与える影響を考える糸口としたい。

## 第1章 会計ビッグバン以降のわが国企業会計における負債概念の拡大

わが国の企業会計原則には負債の定義はないが、そこでは、取引先との通常の取引から生まれ

1) カー, J. St. G. (1984).

2) Dichev, I. D. (2008).

3) Evans, T. (2003).

た商事債務・社債・長短借入金等のような、主として法的またはそれに準じる確定債務が負債科目として例示されている。それ以外の債務については、未確定債務のうち当期以前の事象によって発生し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には引当金設定によって収益費用を対応させているが、あくまでも負債としての内容は限定的であった。

ところが、会計ビッグバン以降、またはIFRSへの収斂過程において、わが国の企業会計では馴染みがなかった、次の2つの新しい負債がわが国企業会計に組み込まれた。

### 1. 退職給付債務

わが国の多くの大企業は、確定給付型の企業年金制度（厚生年金基金のような外部機関に積立てる制度）を採用しているが、平成10年設定の退職給付に係る会計基準が適用されるまでは、外部機関へ拠出金を支払うときに費用として処理してきた。退職時の一時金は引当金を設定しても、退職後の企業年金という超長期的負担まで負債として認識することはなかった。退職給付の性格については、巧績報償説や生活保証説に近い考え方が支配的だったからである。

「退職給付は、基本的に労働協約等に基づいて、従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いである」（退職給付に係る会計基準、三 基本的考え方）という定義は、労働コストを「交換取引の対価」とみる賃金後払い説への転換を謳うものであり、退職率・死亡率などの確率計算による退職給付債務はわが国企業会計上の負債概念を著しく拡大した。後述するように、衡平法上の債務が契約上労働債務として確定する例といえよう。

こうした負債概念の拡大によって労働コストが増大し（実態が明確となったというべきか）、一部企業では確定拠出型年金（401K）への移行も促したが、優秀人材の安定確保には超長期的な負債認識をやめるわけにはいかないようだ。またIFRSでは有給休暇という新たな従業員給付債務の認識にも拡大している<sup>4)</sup>。

### 2. 資産除去債務

IAS16号（固定資産）では、資産除去費用や敷地の原状回復費用は、当初取得時（または使用中に）認識すべき取得原価、直接取得費用と並ぶ3大コストの1つであり、とくに資産除去債務会計基準なるものは存在せず、その義務履行費用の会計はIAS37号（引当金、偶発債務等）にしたがうよう求めているだけである。

わが国には、IAS37号による引当金に対応するものとして、企業会計原則の注18（引当金について）がある。ところが、引当金設定対象は当期の負担に属する金額に限られるため<sup>5)</sup>、資産除去債務のように将来除去されるときに費用化される金額は対象外である。そのために、平成20年に「資産除去債務に関する会計基準」および「同適用指針」が公表され、平成22年4月から適用さ

4) 今福愛志（2001）第1章およびIAS19号，pars. 8～23参照。

5) 将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰入れる（企業会計原則の注18）。

れている。それまでは、有形固定資産の耐用年数到来時に、解体・撤去・処分などのために要する費用をその残存価値に反映するか（現実には行われなかった）、残存価値を見直すときに臨時償却として処理してきた。これに対して、新基準によれば、将来発生する費用を負債認識すると同時に、資産の取得原価に加えて減価償却により使用期間に配分する。この資産負債の両建処理には、将来除去費用の資産化という資産性に疑義ある資産を伴うが、負債は引当金処理では不十分であった将来費用の全体を示すことができるとされている。ただし、この新たな負債認識には、深刻化する環境問題への対応は企業の社会的責任であるとするコンセンサスが成立したという背景を見過ごすわけにはいかない。

## 第2章 欧米会計基準などにみる負債概念の拡大

### 1. 法的義務と推定的義務

先述したわが国の資産除去債務会計基準という負債は、法的義務（legal obligation）およびこれに準じる義務（判例および通達などによる義務）に限られるが、先行した米国 SFAS143号（2001）による資産除去債務には、法令などによる義務のほかに、a. 行政、b. 文書または口頭による契約、c. 禁反言の原則（doctrine of promissory estoppel）が適用され、相手に期待を抱かせた履行の約束を含む（par. A2）。

IAS37号でも推定的義務が引当金設定対象となるほか、米国概念ステートメント6号に至っては道徳的義務にも負債を拡大している。

また、わが国基準では、資産除去債務は、必ずしも資産取得時ではなく、当該債務を合理的に見積ることができるようになった時点で負債に計上しても良いが、IAS16号やIAS37号は、当初から推定を働かせて見積るよう求めており、表1・2にみるように、引当金設定の対象も当期費用に見合う部分だけではない。

このような相違が発生する理由としては、欧米の資産負債中心観とわが国の収益費用中心観の違いの存在がまず考えられる。期首残高と比べた期末残高の純資産の増加（株主との資本取引による増減を除く）をもって利益とみる前者では、資産サイドでは無形資産についても、負債サイドでは推定的義務についても幅広く認識することが会計情報の使命であり、収益費用の対応の原則による期間利益計算を本旨とする后者では、無形資産については当期使用額を、また本来負債の一部である引当金については当期負担に限定して認識すれば事足りるからである。

### 2. 将来損失に係る負債認識の拡大例と拡大阻止例

資産負債中心観による引当金設定は、負債認識の対象をいままで完全にオフバランス扱いだった将来予想損失にまで拡大する例とともに、その濫用によるビッグバスの利益操作を防ぐために拡大を阻止する例が発生している。

#### 1) 負債認識の拡大例：企業がかかえる不利な契約（onerous contracts）

IAS37号によれば、キャンセル可能な短期売買契約などではなく、避け難い損失含みの未履行

表 1 負債概念の比較

	IAS37号の場合	わが国の会計原則等
負債の定義	法的義務 (legal obligation) 推定的義務 (constructive obligation)	法的義務およびそれに準じる義務 (資産除去債務会計基準では判例および通達等による債務) に限られる。
引当金の定義	時期および金額は不確実な負債であり、次の場合に認識する (par. 14)。 ①過去の事象に起因する現在の義務。 ②その義務を果たすには経済的便益が流出する可能性が大 (probable)。 ③金額は信頼性をもって予測できる。	時期および金額は不確実な負債であり、左記①～③を満たす将来の費用・損失のうち、当期の負担に属する金額を引当てる (注18)。
偶発債務	上記義務をもたらす事象が将来発生する可能性はあるが大きくない (not probable)、または金額の信頼性ある予測ができないときは認識しない。	発生の可能性の低い偶発事象に係る費用または損失については、引当金を計上することはできない (注18)。

表 2 予測に係る対応の比較

	IAS37号の場合	わが国の資産除去債務会計基準
引当金額の当初予測	金額を予測できないケースはきわめて稀である (par. 26)。 期末現在負っている債務を決済するまたは第三者に移転するに必要な支出についての企業経営者判断による最善の予測額 (pars. 36-38)。 発生確率計算では、多数債務については期待値 (par. 39)、単一債務については最頻値 (par. 40) を使う <sup>6)</sup> 。	当該債務を合理的に見積ることができないときは、これを計上せず、合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上する (4項)。 期待値または最頻値を用いる (39項)。
リスクと不確実性の調整	利益と資産は過大表示にならないよう、費用と負債は過少表示にならないよう注意する必要がある (pars. 42~43)。	割引前キャッシュフロー見積りのための情報収集手引きを用意している (適用指針3項)。

請負契約等——に係る現在の義務は引当金として認識するよう求めている (par. 66)。

たとえば、工事請負契約にあっては資材等工事費の想定外の高騰により不利な契約に転化することがある。IASB/FASBによる2010年6月公表の公開草案によれば、収益認識に履行義務を徹底することにより工事進行基準が使えなくなれば、この引当金は含み損の早期開示の代替方法となる可能性がある。

6) IASBでは1つの最頻値よりも、複数の予測を加重平均した期待値のほうが確実性が高く優れた投資情報を生むとみている。

## 2) 負債認識の拡大阻止例：リストラクチャリング費用

これもやはり IAS37号によれば、ビジネスラインの閉鎖、事務所や工場などの閉鎖、他地域や他国への移転、マネジメント階層の簡素化および組織再編によって、リストラ費用が企業の推定的義務となるときは引当金設定基準を認識しなければならない (par. 72)。

ところが、リストラ引当金は濫用・悪用されることがある。とくに M&A はリストラを伴うことが多いが、そのための巨額費用を見積り、その後の業績回復に使うビッグバスが横行したことから、米国 FASB は改訂企業結合会計基準 SFAS141R (2007) では、リストラは計画があるだけでなく、取得日現在に詳細なリストラ計画が公表され、負債の定義を満たす「現在の義務」になっていなければならないときびしく制限した<sup>7)</sup>。

IFRS3号は、被買収企業が IAS37号に基づいてリストラ引当金を計上していない限り、新たな引当金計上を認めない (par. BC132)。わが国の関連基準ではこの点は寛大である<sup>8)</sup>。

## 3. 推定的債務と衡平法上の債務の淵源

上記表 1 でいう推定的義務とは、「確立された過去の慣習、公表した政策、十分に明示された最近の声明によって、他者に対して責任を引受けたことを示唆する企業の行動、その結果として、企業はその責任を果たすであろうと他者に妥当な期待を抱かせた行動から発生する (IAS37号, par. 10)」。法的債務ではないが、事実上の義務となるのは、IASB 概念フレームワークによれば、「ビジネス慣行として、社会と良好なビジネス関係を維持するまたは築くために発生する義務もまた負債となるからであり」、たとえば「企業が明示した製品保証期限が経過した後も保証を続ける方針を打ち出せば、販売済み製品に要する費用金額が負債となる」としている (par. 60)。ここまでは、ビジネスマンであれば概ね納得できるであろう。

高柳賢三 (1978) は、古代ローマ法に遡りながら英米におけるコモンローと衡平法の葛藤の歴史を辿った法思想史であるが、いまや資本や負債を表す会計用語として幅広く使われているエクイティ (equity) や、その形容詞であるエキタブル (equitable) の淵源を巧みに解説している<sup>9)</sup>。

エクイティはもともと公平とか正義を意味し、エキタブルは仁慈を意味するが、法律専門語としての「衡平的解釈」は、法文の字句にとらわれない自由なまたは人情味のある解釈を意味し、英国では国王の特権である免除権や司法的自由裁量権に使われた。ところが、衡平法と清教徒思想はすどく対立し、米国独特の開拓者の個人主義からは大いに反感を招いた。その一節を引用すると、

「衡平法は自己に不利な取引をやった馬鹿者に対して救済を与える。しかるに清教徒の信ずるところによれば、馬鹿者は自由に振舞わせその愚かさゆえに生じた結果に対しては、全

7) 藤田敬司 (2009) 第 3 章。

8) わが国企業結合会計基準の適用指針 63 項や 373 項ほかによれば、一定の要件を満たすリストラ費用についても特別引当金を設定できる。また、使用しなければ 5 年以内に取り崩せば良いと解釈されている。

9) 高柳賢三 (1978) 第 8 講。

責任を負わすべきである。(中略) さらに衡平法はその現実の事件への適用にあたって自由裁量がつきまとう。清教徒の見解によればこれは確固不動の客観的な法規によらずに、主観的な基準で他人を裁くことを許すことを意味し、役人の優位を認めることになる(第8講, 225頁)」

これは、金融取引ではドライな自己責任論が盛んないまの米国を彷彿させるとともに、デリバティブ取引で失敗した中小企業を助けるべきというわが国の最近のウエットな議論に一脈通じるところがある。他方、会計上の負債認識では逆に、法的債務に偏るのが日本基準、それ以外のエキタブル負債を認識するのが欧米基準である。ところが、生活保障や永年勤続報償として始まった企業年金がいまや勤務の対価の後払いとして既得権益化し、永年の慣習から生じる推定的責任はいつしか契約上の法的責任となっているが、いずこでも似たような変化を辿ってきたことは間違いない。

英米におけるコモンローと衡平法の葛藤はまた、ルール主義会計基準とプリンシプル主義会計基準の対立にも通じるところがある。ただし、米国 GAAP は一般的にルール主義といわれるが、概念フレームワークではプリンシプル主義でありながら、オフバランスシート金融会計(連結会計も含めて)などごく限られた場面でのみルール主義的色彩が濃いというのが実態ではなかろうか。そうであれば、負債概念の拡大はルール主義会計とも深い相関関係をもつことになる。

#### 4. 企業は倫理道徳的債務を引き受けるべきか

FASB 概念ステートメント 6 号は、推定的債務 (constructive obligation) または衡平法上の債務 (equitable obligation) は、「倫理的または道徳的強制、他者に対する良心や正義観から生まれる」(par. 40) という。その概念を支持する形で、Evans, T. (2003) は、表 3 のように負債の源泉としての義務を 3 つに分類している (Chapter12)。

契約上の義務や、推定的義務までは企業が履行すべき義務として理解できるとしても、倫理的 (ethical) な背景から生まれる義務も会計上の負債となる場合があるかどうかは疑わしい。あるとすれば、退職後の生活困窮にあえぐ元従業員者のために年金基金を立ち上げたシリコンバレー<sup>10)</sup>の会社の例であろう。創業期の会社業績に貢献しながら無年金で退職した従業員に新たに年金を支給するのは倫理道徳的義務といえるが、支給対象者に対して通知するとともにテレビを通じて広く世間に宣伝した場合、それは推定的義務に転化する。

一般的に倫理感や道徳観に基づく動機からとはいえ、限られた経営資源を社会に還元することは、別途の議論が必要となろう。ひたすら利益を獲得することが企業の社会的責任としたミルトン・フリードマンであるが、「法律や倫理的慣習で具体化されている社会の基本ルールを守りつつ、できるだけ多くお金を稼ぐこと」と付け加えることを忘れていない<sup>11)</sup>。他方、合理的な量の資

10) Evans (2003) Chapter12, p. 259.

11) ビーチャムほか (2005) ミルトン・フリードマン「ビジネスの社会的責任はその利潤を増やすことである」。

表3 負債の源泉としての3つの義務 (obligations)

Contractual	明示的または暗黙の契約から生じる法的義務
Constructive	明示的または暗黙の契約なしに、企業の継続的行為から生じる義務
Ethical	公平さまたは倫理的背景から生まれる義務

表4 偶発債務 (Contingencies) の会計

偶発事象発生の確率	高い	中間	低い
SFAS5による区分	Probable	Reasonably possible	Remote
損失発生の可能性 (par. 3)	Likely to occur	More than remote but less than likely	Slight
認識・開示	Probable であり Estimable(測定可能) であれば損失と負債を認識し (par. 8) 開示する (par. 9)	偶発債務の開示必要	開示不要
1つの解釈 (%)		67~70	15~25
IAS37による区分 (経済的資源流出の可能性)	More than not to occur (par. 23) → More than 50%	Not probable=Remote	
認識・開示	認識+開示	開示のみ	
偶発資産 (提訴中等)	認識せず開示のみ		

源を公共の福祉や人道的慈善目的に振り向けることは許されるとする意見もあるが、単純に企業の社会的責任論や一般の福祉論によって正当化できるわけがないとすれば、必然的に経営の受託責任やギブ&テイクの関係で説明可能な範囲内に限られるであろう。民事訴訟を受けたときに罰金を少なくできるようにエシックス・オフィサーを任命するとか、倫理道徳を振りかざしたマーケティングはモラルまでもカネ儲けの種にしているとみられかねない。<sup>12)</sup>

#### 5. 偶発債務の認識領域の拡大

上記表1のIAS37号の負債概念の定義では、その義務を果たすには経済的便益が流出する可能性が大 (probable) であることが1つの要素になっているが、米国SFAS5号 (偶発債務) で使われている probable と上記表4のように比較すると、認識すべき領域は明らかに拡大している。SFAS5号では損失発生の確率であり、IAS37号は経済的資源流出の確率という違いはあるにせよ、前者ではかなり高い確率 (一説によれば67~70%以上) で発生すると予測される損失について損失と負債を認識する。これに対して後者では50%以上と解釈されている。<sup>13)</sup>

12) スポンヴィル, アンドレ・C. (2007) は、企業にとって重要なのは利害と目標だけ、目標と決算だけ、モラルは要らない、だからこそそこで働く管理職にはみずから倫理的になることが求められるという (第4章)。

13) Botosan, C. A. et al. (2005).

### 第3章 製品保証などを伴う販売における収益と負債

#### 1. 新製品保証などを伴う会計処理案

製品販売において、製品の引渡後に発生する不具合の補修サービスなどについては、わが国企業会計原則では「製品保証等引当金」を設定することによって対応している。その補修コストは予め製品代金に織り込まれているか顧客から別途保証サービス代金をもらうが、当初の製品販売代金は全額収益認識したうえで、別途引当金設定額と同額を費用として認識するのが普通である。

これに対して、IASB/FASBによる2010年6月公表の公開草案（以下、EDという）は、まず適用対象を拡大し、①製品の引渡時に気付かなかったがすでに潜在していた欠陥、②製品の引渡時ではなくその後に発生する故障の補修サービス等、に区分する。①は部分的な債務不履行とみるが、②は独立した履行義務とみることによって対価を会計処理する。EDによる会計処理は、①と②では次のように異なるが、現状処理と比較すれば、いずれにおいても認識すべき収益は減少し負債は明らかに拡大する。

- ① 引渡時の潜在的欠陥、引渡時に明らかでなかった欠陥（以下、瑕疵担保責任という）は、無償で保証するよう法律が求めることが多く、保証期間は比較的短い。これは製品引渡義務の一部であり、別途の履行義務ではない。よって、欠陥ある製品部分については履行義務を一部充足していないから、追って修繕するか取り替えるまで、その部分は収益認識しない（B14～15）。逆にいえば、当初引渡時に収益認識すべきは、顧客に約束した状態で引渡した部分のみとなる。EDのExample 4によれば、引渡製品数1000個のうち1%に相当する10個の欠陥製品があると推定されれば、その部分に係る売上高（ $CU1000 = \text{販売単価 } CU100 \times 10$ 個）も売上原価（ $CU600 = \text{棚卸資産簿価単価 } CU60 \times 10$ ）も保証期間内は義務を履行するまで認識しない。もし期末現在において、出荷製品数のうち取替または修繕が完了していない部分があれば、欠陥製品の個数を見直したうえで、取り替えるまたは補修の必要がある棚卸資産相当額について資産認識し、もしそれが無価値であれば減損処理する。
- ② 引渡時の欠陥ではなく、引渡後に発生する故障などに係る製品保証は、売上単価に織り込み済みであろうが別料金を受領しようが、別途の保証サービスである。サービス期間は比較的長期であることが多いため別個の契約に基づく履行義務として扱い、独立販売価格ベースで対価を按分して本体製品価格と補修サービス部分に割り当てる（B17）。

#### 2. EDの会計処理案の背景にある2つの履行義務

上記②の別個の履行義務である製品保証サービスについての会計処理を実務化するとすると、従来の製品保証引当金に代えて、従来の収益の一部が補修サービスまたは期間経過するまでは負債認識しなければならなくなる点に若干の戸惑いを覚えるが、理屈は比較的分かり易い（表5）。

ところが、①潜在的欠陥に係る製品保証となると、そう簡単には納得できない向きが多いので

表5 売買契約における2つの製品保証義務 (ED par.B18)

対象	引渡時の潜在的欠陥 Latent defects at transfer	事後発生欠陥 Faults that arise after transfer
法的義務かオプションか	顧客保護のための法的義務	顧客のオプションによる有料サービス
本体商品引渡義務との関係	一体となった義務	別途の義務
保証期間	比較的短期 (数か月)	比較的長期 (数年)

はなかろうか。これは民法でいう目的物の瑕疵担保責任に係るものであり、いまの実務では債務不履行と理解する向きは少ない。製品引渡時に何らかの会計上の手当てをすることはなく、実際にクレームが発生し、話し合いの結果、当方の責任で解決せざるを得ない段階となれば、実際の負担額を費用処理するに止まる。発生は偶発的であり、発生額を見積ることは困難だからである。

EDによる①の処理案は、企業は本来瑕疵のない製品を引渡す義務を負うにもかかわらず、一部に潜在的欠陥がある製品を供給したことは履行義務を一部充足していないことになるという考え方に基づくものと考えられる。製品引渡義務の一部とはいえ、修繕するか完全な製品と取り替えるまでは債務不履行であり、よってその部分は負債認識することによって収益認識時期を繰延べるべきという論理が共通しているからである。

本論では専門外の法学論争に深入りするつもりはないが、契約の本性に関する「三分法の理論」に注目したい。それによれば、契約規範の内容を本質的要素、本性的要素、偶有的要素に分け、物の瑕疵に関する売主の責任は、売買契約に通常備わるべき要素(本性的要素)であって、当事者間で具体的な取り決めがなくても契約の内容になる。<sup>14)</sup>すなわち、三分法の理論は契約を補充する理論であり、その根元はローマ法に遡るが、現代に蘇りつつある。

### 3. わが国の民法改正案にみる債務不履行一元化と会計処理の改訂方向

売買の目的物に隠れた瑕疵があるときの担保責任については、わが国民法には570条がある。そこでは「第566条の規定を準用する」となっているが、「法定責任説」の解釈によれば、土地建物など特定物について地上権などがある場合などにおける売主の担保責任に限定される。債務不履行が発生しない場合に法律が特別に定めた責任ということになり、「特定物のドグマ」と批判<sup>15)</sup>されている。売主の売買契約上の債務をあまりにも狭く解釈しすぎて、現代の取引で圧倒的に多いのが電気製品など不特定物であり、潜在的欠陥が見つければ、無償で補修するとか、欠陥のない完全製品と取り替えるのが一般的であり、「法定責任説」はいまの取引実態に適合しないからだ。

特定物売買ではなく、不特定物の「種類売買」<sup>16)</sup>が取引社会における重要な売買モデルとなって

14) 石川博康(2010)序章 第2節。

15) 内田貴(2008)第5章。

16) 北居功(2010)は、種類売買は特定によって特定物売買に転化する論理自体を否定し、種類売買に独自の法理を確立すべきであるという。

他方、潮見佳男(2010)10章(種類売買と瑕疵担保責任)によれば、末川博は昭和32年当時、「不特定物の売買でも民法570条の規定が適用されてよい。不特定物の売買で売主が給付したもので瑕疵がある場合には、完全な履行がないものとして更に債務の本旨に従って完全履行ないし追完履行を請求し得ることにな

表6 瑕疵担保責任と債務不履行の一元化

	法定責任説	契約責任説
特定物	担保責任	ともに債務不履行
不特定物	債務不履行	

(内田貴(2008)を参考に著者作成)

いる今日、目的物の引渡時における潜在的欠陥を顧客(買主)のリスク負担とすることなく、顧客に完全履行請求権があることを認めざるを得なくなっている。

現行民法は1898(明治29)年に制定され、それ以来抜本的に変わらなかった部分であるが、社会経済の構造が変わることによって取引形態も価値観も変わり、110年ぶりの大改正が準備されている。一般の取引関係や契約の法律関係を中心とする債権法に係るところが中心になる模様であるが、現に商品に関する情報や説明が不足したまま、内容不明の瑕疵として問題を先送りすることが批判の対象となる事例が非常に多くなってきたからであろう。企業の会計情報開示義務が高まっているように、取引を活発化するには商品の情報提供義務も現状以上に高まって当然であり、現実のニーズにそぐわないルールは改めなければならない。ちなみにドイツやフランスにおいても、そのような方向で改正されている。

欧州における民法改正の背景には国際物品売買の契約条約に関する国連条約(UN-CISC)があり、その第3部では、「債務不履行と瑕疵担保責任の二元構成の廃棄」が謳われている。

国際取引が日常的になっている以上、会計基準のグローバル化と同時に、取引基本法たる民法のグローバル化も行われて当然であり、取引の法的枠組みにも共通性があったほうが望ましく、その点に異論は少ないであろう。

わが国でも瑕疵担保責任として論じられる場面を債務不履行の一類型に統合しようとしている<sup>17)</sup>。すなわち、特定物ドグマを否定し、瑕疵担保責任を契約責任とみる「契約責任説」が台頭している。「法定責任」と「契約責任」については、一律に論じることはできないが、後者は、表6のように、「瑕疵担保責任は、特定物、不特定物を問わず、買手の信頼を保護し、対価的均衡を維持するものであり、債務不履行責任の特則とみる立場」と理解される。

ちなみに製品の瑕疵担保についての民法改正案では、特定物・不特定物を問わず、債務不履行の一環として捉える「契約責任説」が主流になっており、善意の買主には次のような救済手段を幅広く用意するよう提案している<sup>18)</sup>。(一) 瑕疵の修補または瑕疵のない代物引渡請求権、(二) 契約解除権、(三) 代金減額請求権、(四) 債務不履行による損害賠償請求権。

他方、売主の保護も忘れていない。上記(一)に基づき修補を請求した場合において、売買目的物の価格と比較して修補に過大な費用がかかる場合は、売手は、修補に代え、代物の引渡しまたは代金の減額をすることによってその責任を免れることができる、または逆のケースなど、買

▼ るのは、一般原則上当然のことである」と述べていたが、それは売買の有償性に基づく公正な結果を期して売買の取引上の信用を維持するうえでは当然だからである。

17) 潮見佳男(2010)13章。

18) 第一法規編(2010)212頁の加藤案。

主の一方的な要求を優先することなく、売手の過大な負担にならないようなバランスある配慮をしている。

以上のように、瑕疵担保責任も債務不履行の一種とする民法改正案の趣旨に沿う会計処理は、上記 ED の①と同様に、欠陥ある製品部分については履行義務を一部充足しておらず、よって修繕するか取り替えるまで、その部分は収益認識しない、逆にいえば、当初の引渡時に収益認識すべきは顧客に約束した状態で引渡した部分についてのみとなる。

#### 4. 海上輸送途上における製品損失リスク

貿易取引におけるフリー・オン・ボード (FOB) 条件では、買手指定の本船への積み込みが完了すれば、具体的には貨物がクレーンなどによって船のブリッジを超え on board となったときに、その所有権は買手に移転する。これが国際的取り決め (Inco terms) である。したがって、売手の製品引渡しの履行義務は船積み時点で完遂されたことになる。本船の船長から船荷証券 (Bill of Lading) が発行され、この有価証券は輸出為替手形の買取りと同時に銀行経由で輸入者に送られれば、輸入業者としては貨物を自由に処分することも可能である。買主は、船積み時点ではまだ貨物を占有していないが、船積み時点で所有権は買手に移転しているところから、輸出者は通常船積み日 (B/L の日付) を基準に輸出売上高を計上するのが実務の現状である。

しかし、貨物には潜在的な欠陥もあり得るほか、リスクを伴う海上輸送には日時がかり、途上で商品に損害が発生することも少なくなく、数量不足や品質劣化に伴うクレームは事後における値引きなどで対応することがある。そもそも、FOB 条件など Inco terms はあらゆる場合に適用できるほど完全ではない。たとえば航空貨物には適用されず、トラブルは珍しくない。

そこで ED の Example 13 は、輸出商品について発生する損害について、ビジネス慣行にしたがって、無償で代替品を送った実績のある輸出者は、買主が商品の支配を取得しているとはいえ、暗黙裡のうちに追加的・強制的履行義務を負っている。その場合、船積み時点ではインボイス金額全額について収益認識すべきでない場合がある (金額の重要性にもよるが) と指摘している。

これは売買取引に係る、瑕疵担保責任、製品保証に次ぐ第三の履行義務であり、輸送途上の損害リスクに係る、売手にとってはいわば衡平法上の義務 (constructive obligation) といえよう。上記①製品引渡時に潜在する欠陥保証債務と比較すれば、買主からみれば売手の債務一部不履行を主張する余地がある点では共通性がある反面、売手はリスクカバーという別個の履行義務を負う点は異なる。他方、②引渡後の独立した製品補修債務である点は共通しているが、法律や契約によらない、ビジネス慣行による義務である。

#### 5. 瑕疵がある物品販売に係る返還権

企業は顧客に製品を引渡すとき、契約条件として、または商慣習として返品権を顧客に与えることがある。とくに出版業界や医薬品業界で多くみられる。その場合、顧客に対する全額または一部返金 (refund) は発生可能性により加重平均して見積り、当初の収益認識額を減額し、返金負債 (refund liability) を認識する (par. 37)。返品は資産として認識するとともに、売上原価を調

整する。なお、見積額の修正は事後調整する (par. B9)。

## 6. 確率化する収益認識と負債

EDは、収益認識時点を従来の商品の引渡しから支配の移転とした。物理的動きではなく抽象的な支配の動きに注目したのは資産概念や金融商品の認識中止要件とも整合する革新的基準といえよう。また、業界ごとに100以上も収益認識基準があるといわれる米国の現状を抜本的に改め、あらゆる業界に適用できるシンプルなプリンシプルを見出すには、勢い抽象度が上がるのはやむを得ない。

その抽象性を補っているのが、1999年に米国SECが公表したSAB101もそうであったが、多数の分かり易い例示である。ところが、SAB101と比較すると、大きな違いが目につく。確率 (probability) という言葉が、あたかも自明の前提条件であるかのように、しかも頻繁に使われている。ざっとみても、上記返還権付き販売において返還債務を認識するときの返還確率、商品の潜在的欠陥や販売後の修繕サービスを予想する確率、将来購入割引券を使う確率、ポイント・カードを使う確率、同一商品に売り買い同時契約におけるオプション行使の確率、取引対価の決定における顧客の代金不払いの確率。

これらの確率を使って得られる金額は、顧客からの入金額の一部を負債として認識するために使われるから、負債の拡大と収益の減少につながる。

わが国企業では、負債といえば確定債務やそれに近いものであり、それ以外の支払時期や金額が見積りに依らざるを得ないものは、別途の引当金を設定することによって対応している。すなわち、入金額は全額収益として認識したうえで、実現した売り上げに係る将来の負担額は引当金設定によって収益費用を対応させており、確率計算による負債認識はほとんどの企業にとっては未知の課題となる。といっても、包括貸倒引当金は過去の実績率によって設定しているように、多数の取引事例によって「大数の法則」が働き客観的な確率が得られる場合は良い。問題は、経験が浅く、事故のような偶発事件によって左右され、いわば「少数の法則」しか働かない場合だ。そのような場合は、いくつかのケースが起こる確率を想定し「加重平均確率」を使えということになる。それも科学的な手法、客観的な見積り方のような印象を受けるが、主観の積み重ねにすぎないことが多くなろう。そもそも、会計事象は物理現象とは違うのであるから、過去の経験だけから得た確率を至るところで振りまわすのではなく、将来の変化を読む目を養うほうがまず必要になるであろう。たとえば、ポイントが複数の発行企業で利用可能となり、外国企業との間でも共通化が進めば、使用される確率は高まり、やや極端に言えばポイントは貨幣に近づくはずである。そもそも顧客からの対価の一部を負債認識するのは、同一契約に複数の履行義務を含むからであるが、適切な収益認識には適切な確率計算による負債認識が必要になろうとしている。

## 7. 当初収益認識額とインボイス金額との差額の処理

以上の検討過程では不問にしてきた疑問点がある。それは、売掛金および収益認識とインボイス金額との間で発生する差額はどのように扱うべきかという問題である。対価を請求するインボ

表7 契約資産と契約負債

対価と義務の純差額	契約資産	契約負債
対価と義務の前後関係 (pars. 64~65)	履行義務の充足によって顧客から受けるべき対価	履行義務充足前に顧客から受取った対価
通常の契約資産・負債 (par. BC164)	売掛金：無条件で対価を受ける権利を表す	前受金や前受け収益：無条件で履行義務を果たすべき負債
条件の一部未履行のとき (par. BC165)	履行義務を充足しても、時の経過を別とすれば、いまだ無条件対価請求権がないときに売掛金とは区分表示すべき資産	履行義務を充足しても、時の経過を別とすればまだ無条件でない、前受金・前受け収益とは区分表示すべき負債
インボイスとの関係 (par. BC166)	対価を請求するインボイスの発行は、必ずしも履行義務を完全に充足したことを表すものではない。	

インボイスの発行は、必ずしも履行義務を完全に充足したことを表すものではないが、完全履行を条件として請求できる金額を表す準債権であり、表7にまとめたところの契約資産である。契約履行の都度対価を配分し負債を認識すべきか、それとも期末に一括して認識するかという選択になるが、期中は通常どおりインボイス金額による売掛金・収益認識を続けるとともに、資産法による貸倒引当金の期末必要残高の調整計算のように、期末に一括未履行ポジションを測定して、通常債権と未履行債権に区分するほうが実務的ではなかろうか。

#### 第4章 金融負債の拡大——実態判断による負債と持分の区分

所有する「他の企業の株式等」は金融資産であるが、「自社株式等」は資本の部を表章する<sup>19)</sup>。言い換えれば、自社株式は資産ではないから、確定済み債務の弁済に自社株式を交付する義務は負債の定義に合わない。

しかし、IAS32号（金融商品の表示）は、持分証券とは負債決済後の残余持分を証するものであるが、何らかの交換取引の対価として自社発行持分証券を給付する契約はすべて持分の増加を表すとは限らない。負債証券か持分証券かという形式によらず、実態に応じて持分から負債への表示に改める基準を示している。

##### 1. M&Aにおける偶発対価としての自社発行株式

M&Aにおける偶発対価として、買収後の業績が向上すれば買収企業の自社発行株式を追加付与する契約を例にとれば、「条件付対価＝発行株式数×株価」という等式関係にある株価は常に変動するが、発行株式数を変動させれば条件付対価を金額的に一定とすることができる。また、発行株式数を固定すれば条件付対価は変動する。よって株式対価の会計処理は次のようになる。

- ① 株価の変動に連れて、発行株式数を変化させる（variable）ことによって一定金額を払う契

19) 伊藤真, 萩原正住 (2009) 第1章, 8頁。

約は持分ではなく負債である (IAS32-21)。

- ② 一定の条件を満たしたとき、数量を一定 (fixed) として自社株式を受け渡す契約は持分である。自社株式の一定数量を買える権利 (call option) の発行も持分である (IAS32-22)。

さらに分かり易くいえば、追加対価の受領者がその後の事業リスクや株価変動リスクを取らない①は負債であり、リスクを取る②は持分とするものである。<sup>20)</sup>

## 2. ライツ・イシュー (新株予約権発行による増資) をめぐる資本と負債の境界線

2009年10月に公表されたIAS32号の改訂版によれば、既存株主に対して時価よりも安く株式を購入できるライツ (権利, コール・オプション) を無償で割当て、権利行使を受けて新株を発行する増資方法が規定されている。第3者割当増資によると希薄化により既存株主の利益を損ねることがあるが、この方法だとそのような懸念はないといわれる。

IAS32号の par. 11 (b ii) および par. 16 (b ii) によれば、一定額の債務を一定数の自社株式を渡して決済できないものは負債であるという。新株予約権発行による増資時に、発行する株式数が確定していれば資本であるが、発行株式数が確定しておらず変動する場合は資本ではなく負債という論理である。

上記の負債表示は、発行済み株式を条件成就時に市場で取得した権利者にとっては資産の取得であるが、新株を発行する発行体に負債表示を義務付けても、それは権利行使までの期間に限られる。この点をどう考えるのかが不明である。また拡大された金融負債は、現行の負債の定義からみるとやや異質である。それが現在の義務を表すことに異論はないが、義務を履行するには通常は経済的便益を表す現金資産サービスなどの経営資源 (resources) を使う。そこには持分への転換義務も含まれるが (IAS Framework par. 62 の (e)), いざ持分証券が発行されれば増加するのは持分 (equity) である。その点を読み違えれば、財務構造情報利用者の意思決定をミスリードする可能性がある。

## おわりに——総括と今後の課題

本稿の第1章から第4章では、負債概念が拡大する4つの局面をレビューした。第2章では法的責任概念が拡大する背景に迫ったが、負債の研究に法的検討を持ち込んだ理由は2つある。第1は、「実現」をもって収益を認識する基準を確立したS. ギルマンの法的所有権移転説は明快であり説得力があるからである。それは現金取引よりも与信取引が一般化した段階では、商品引渡によってその所有権が買手に移転し、<sup>21)</sup> それによって法的執行力のある売掛債権が確立するとき利益が実現したとみるものである。黒澤清によれば、「実現の原則が会計上確立されたのは法の功績によるものであり、法が会計に付与したものである」<sup>22)</sup>。第2は、商取引がグローバル化した

20) 藤田敬司 (2009) 第3章。

21) Gilman, S. (1939) Chapter 8.

22) 黒澤清 (1968) 第6章。

いま、民法と会計の同時グローバル化を必要としているが、法的な消費者保護とマーケティング上の顧客重視が、単純な商品引渡し時点ではなく相手が商品の支配を取得した時点を重視するに至ったものと理解される。

負債概念の拡大は、これからの課題となるが、経済学または経済倫理的アプローチも有効ではないかと考える。たとえば、アダム・スミスやカール・メンガーである。

アダム・スミスは『国富論』の第1編第2章（分業を生む原理について）の冒頭で、「分業は人間の英知の結果ではなく、人間本性のある性向、すなわち、ある物を他の物と取引し、交易し、交換する性向の必然的結果なのである（一部省略）」といている。すなわち、分業は交換の原因ではなく結果であり、交換するという人間の性向は「それ以上は説明できないような、本源的な原理の1つらしいが、われわれの当面の課題ではない」という。

これに対して、カール・メンガーは、人間の経済行動の基本は「交換取引」であると明言している。<sup>23)</sup>この「交換の理論」によれば、物の売買に止まらず、雇用や役務提供であっても、金融やM&Aであっても、すべて「交換取引」として説明することができる。

次に、「交換取引」は契約当事者間で行う商品と対価の「直接的交換関係」だけではなく、収益を得るコストとしては、①交換行動に伴う経済的犠牲（輸送費・保険料など）を含み、さらには②企業のコミットメントや社会的責任から生まれる債務を含む。①は伝統的会計では収益と見合わせて費用認識し、②は目にみえないだけにこれを認識するのは一歩遅れたが、取引実態を映し出すのが会計情報の使命となり、経済的利益とともに経済的犠牲（そこには、退職給付、環境コスト、瑕疵担保責任等を含む）を正しく映し出すことが課題となってきたのである。功利主義から遅れた理由を説明すればより明確になるかも知れない。

以上

#### 参 考 文 献

- Botosan, C. A., Lisa Koonce, Steven Ryan, Mary Stone and Jim Wahlen (2005) "Accounting for Liabilities: Conceptual Issues, Standard Setting, and Evidence from Academic Research" *Accounting Horizons* Vol. 19, No. 3.
- Dichev, I. D. (2008) "On the balance Sheet-Based Model of Financial Reporting" *Accounting Horizons* Vol. 22, No. 4.
- Evans, T. (2003) *Accounting Theory: Contemporary Accounting Issues*, South-Western.
- Gilman, S. (1939) *Accounting Concepts of Profit*, Ronald Press.
- IASB (2010) *Exposure Draft ED Revenue from Contracts with Customers*.
- 池田真朗, 平野裕之, 西原慎治編著 (2010) 『民法（債権法）改正の論理』新青出版。
- 石川博康 (2010) 『「契約の本性」の法理論』有斐閣。
- 伊藤真, 萩原正住 (2009) 『金融商品会計の完全解説（改訂8版）』財経詳報社。
- 今福愛志 (2001) 『労働債務の会計』白桃書房。
- 内田貴 (2008) 『民法Ⅱ第2版』東京大学出版会。
- カー, J. St. G. (徳賀芳弘訳) (1984) 『負債の定義と認識』九州大学出版会。
- 北居功 (2010) 『種類売買と供給契約』『民法（債権法）改正の論理』新青出版。
- 楠茂樹 (2010) 『ハイエク主義の「企業の社会的責任論」』勁草書房。
- 黒澤清 (1968) 『近代会计学』中央経済社。

23) メンガー, C. (八木紀一郎ほか訳) (1923) 第6章。

- スボンヴィル, アンドレ・C. (小須田健, コリーヌ・カンタン訳) (2007) 『資本主義に徳はあるか』 紀伊國屋書店。
- 潮見佳男 (2010) 『債務不履行の救済法理』 信山社。
- 第一法規編 (2010) 『現行条文からみる民法改正提案完全比較』。
- 高柳賢三 (1978) 『英米法の基礎』 有斐閣。
- 武田隆二 (2008) 『最新 財務諸表論 (第11版)』 中央経済社。
- ビーチャム, トムほか (加藤尚武監訳) (2005) 『企業倫理学 1』 晃洋書房。
- 藤田敬司 (2006) 『資本負債デリバティブの会計』 中央経済社。
- 藤田敬司 (2009) 『M&A の会計システム』 中央経済社。
- メンガー, C. (八木紀一郎ほか訳) (1923) 『一般理論経済学』 みすず書房。

[立命館大学経営学部客員教授]